

国 第六十回 参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会会議録第二号

平成十六年八月五日(木曜日)
午後二時八分開会

委員の異動

八月四日

辞任

岩井 國臣君
小泉 昭男君
松山 政司君

補欠選任

秋元 司君
松村 龍二君
河合 常則君

出席者は左のとおり。

委員長

清水嘉与子君

理事

小林 温君
保坂 三蔵君
小川 敏夫君
広野ただし君

委員

秋元 司君
柏村 武昭君
河合 常則君
北川イツセイ君
小池 正勝君
山東 昭子君
松村 龍二君
今泉 昭君
田村 秀昭君
津田弥太郎君
白 眞勲君
林 久美子君
加藤 修一君
木庭健太郎君
緒方 靖夫君
川口 順子君

国務大臣
(内閣官房長官)

細田 博之君

副大臣

外務副大臣

阿部 正俊君

事務局側

常任委員会専門員

泊 秀行君

政府参考人

内閣官房拉致被害者・家族支援室長
内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室長
警察庁警備局長
外務省アジア大洋州局長

小 熊 博君
瀬 川 勝久君
藪 中 三十二君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

(特定失踪者問題に関する件)

(日朝国交正常化交渉に関する件)

(日朝平壤宣言に関する件)

(日本人拉致問題に関する件)

(北朝鮮に対する人道支援に関する件)

○継続調査要求に関する件

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を開会いたします。

国務大臣
外務大臣

○白眞勲君 民主党の白眞勲と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。

私は、まず、今も外務大臣の方からおっしゃられましたその日朝平壤宣言ですね、ちよくちよく言葉としては本当に毎日のように聞いているわけでございますけれども、これについて、まずちよつと、もう少し具体的にちよつとお聞きしたいというふうに思っているわけでございます。

まず、その位置付けについてちよつとお聞きします。どういう位置付けなんでしょうか。日朝平壤宣言の位置付けにつきまして、まずお聞きします。

○政府参考人(藪中三十二君) この日朝平壤宣言の位置付けでございますけれども、これは正に小泉総理と金正日国防委員長との間で取り交わされた宣言でありまして、基本的にこの日朝間の関係、これを正常化するための原則をそこで盛り込んだ、そういう宣言でございます。これに沿つ

て、日朝双方がこの宣言に沿って、そして問題を包括的に解決していった、そして日朝の正常化を図ろうと、そういう基本的な原則を述べた宣言でございませぬ。

○白眞勲君 それで、この日朝平壤宣言のほかに、いわゆる日本と北朝鮮との間の首脳同士でいわゆるサインをしたような書類というのほかにあるんでしようか。

○政府参考人(教中三十二君) これはございませぬ。

○白眞勲君 そうしますと、まずは、それと、これ非常に、じゃ、そうすると、日本と北朝鮮の様々なことを話し合うその根本中の根本である書類であるという認識だと私は思うわけでございませぬけれども、そうしますと、その次にちよつと、もう一つ聞きたいのはその形式です。この日朝平壤宣言の形式というのは、これはどういふふうな形になって、日本語と韓国語で、ああ韓国語じゃない、朝鮮語ですね、ハンゲルで書かれているというところでよろしいんでしようか。

○政府参考人(教中三十二君) そのとおりでございます。

○白眞勲君 そうしますと、これは外交文書という位置付けだと思ふんですけども、例えばこれ、間違つたら、間違つていたら大変なことになりますよ。

○政府参考人(教中三十二君) これは各々の両首脳が署名をしているという意味で、非常に政治的には重い位置付けをしておりますけれども、両方、双方の政治的な意思をそこに表明したと、そういう文書でございます。

○白眞勲君 そうすると、例えば、過去に日本と、いわゆる外交文書の中で、双方のやはり文章が違った例というのがあるんでしようか、過去に。

○政府参考人(教中三十二君) 御質問の趣旨が必ずしも私にはよく分かりませんが、基本的に、例えばこの日朝平壤宣言につきましては、日本語の……

○白眞勲君 日朝平壤宣言じゃなくて、過去の外交文書の中で。

○政府参考人(教中三十二君) 日本語のテキストと朝鮮語のテキストというのが同等の重みを持つと。そして、今言われる外交文書というのが法的な例えは義務をそこへ付ける、新たに生じるような文書ということだと言っておられるのか、あるいは一般的な政治的な意思を表したものであるということであるのかということにはございませぬけれども、基本的には我々の作業というのは、当然その内容として使われる文書は同じ物事をそこへ表明するという言葉を使うことで、当然でございませぬ。

○白眞勲君 そうしますと、例えば過去に、海外の事例でも結構でございませぬけれども、こういう文章の、お互いの文章がそれぞれの言葉で書かれていますよ、その内容が違う場合があつたんでしようか、そういう過去にそういう事例というのは世界の中にどこかにありましたでしょうか。

○政府参考人(教中三十二君) ちよつと私、必ずしもそのいろんな……

○白眞勲君 記憶だけでいいです、記憶だけで。

○政府参考人(教中三十二君) 外国、私自身として承知はしておりませぬ。

○白眞勲君 ちよつとじゃ、その辺の前提条件を基本としまして、実は私、いわゆるハンゲルができますので、この日朝平壤宣言につきまして、ちよつとあれを回して、ください。ちよつと資料をお渡しします。

(資料配付)

○白眞勲君 これは日本語と朝鮮語でできている書類でございませぬけれども、日本語の方はこれはインターネットで出しました。外務省のホームページが出たのでそのままと思いますが、日朝平壤宣言の方はお手元にあるような形でハンゲル文字で書かれているわけで、この四角の部分は、これは私の方で翻訳した部分でございませぬ。

私、この文章が九月のたしか十七日でしたね、二〇〇二年の九月の十七日にできたわけ、

その文章を、当時私も朝鮮語ができるということ、朝鮮の、いろいろな北朝鮮の反応なんかを見るために、いろいろな朝鮮語の文献なんかを見ましたわけでございませぬ。そういう形で精査をさせていただいたところ、日本語と朝鮮語に大きな相違がある、違いがあるということが認識されました。

ただ、私も当時、一般の庶民でして、その原文という、正文というんでしようかね、それを見るという、そこまでやることもないだろうというところで、あれ違うなということ、単なるこれは翻訳の、例えば通信社の翻訳のミスとかいうことも多々あるだろうということ、そのままにしておつたわけでございますが、もちろん外務省に問い合わせた上でございませぬ、もちろん言えぬいんでしようけれども、そこまでやることもないだろうというふうな思ひまして、そのままにしておつたんでございませぬ、その正文を見ましたところ、朝鮮語では、この四ページ目です、四角に囲つた、一ページ目ではないですね、一ページ目のこの「お詫びの気持ち」というこの「お詫び」という部分、これが朝鮮語で見ると謝罪になっておるんでございませぬ。ハンゲルを日本語に翻訳した場合にございませぬ。ですから、謝罪になっておる。

つまり、日本語では「お詫び」、朝鮮語では謝罪。「お詫び」に当たる言葉というのは、その四ページ目に当たると、朝鮮語で言うところ、これは謝罪と申す、サガという言葉が当たります。ですから、これ謝罪にしているというところは、日本語と朝鮮語のこの日朝平壤宣言、この二つの文章が正文であると言つても内容が全く別のものがそこにあるということがこれで分かるわけですね。

これは問題じゃないんでしようかね。で、じゃ、謝罪と、まあ何というんでしようかね、おわびつて一緒にじゃないかと。とんでもない話ですね、これは。過去にもこの謝罪とおわびで

外務省の皆さんも相当もめたということ、よくいろいろな文章、それは韓国と日本との関係の文章でもいろいろ、過去にもその問題でいろいろとあつた。つまり、どういふことかという、謝過、いわゆるサガですね、サガというのは過ちを謝る、謝罪というのは罪を謝るといふことから、そこに法的な責任が生じ、つまりこれは補償するということまでいく可能性がある。つまり、朝鮮語、つまり朝鮮の人たち、北朝鮮の人たちには謝罪という言葉を使って、日本の人たちには、何ですか、「お詫び」といふふうにして、これは、北朝鮮の人たちにとつてみたら、ああ、これはお金ももらえるのねというふうに感じる文章にして、

この二つの違い、これどういふことなんだというところで、これはちよつと言葉は悪いかもしれませぬけれども、二枚舌外交じゃないのか。日本国民に向かつてはいいことを言つて、向こうの国民にもいいことを言つて、そういう二枚舌外交にしか私は見えないのでございませぬ。

ですから、そういうことについて外務大臣、この外交的な責任、どういふふうに取り扱われるんでしようか。

○國務大臣(川口順子君) 私はハンゲルが読めませんので、今おっしゃっていることについては、正しいとか正しくないとか申し上げることはできないんですけども、委員がそうおっしゃっていらつしやるので、おっしゃつていらつしやるわけですから、このハンゲル文字は謝罪であるということをお話させていた。たまたま、私に普通日本の、日本語の語感、これは条約とかそういうことではないわけで、重みのある政治的な文書であるということを先ほど局長からお話をしたと思ひますけれども、そういう文書にある言葉として日本人が、日本語に精通して、いる人が謝罪といふふうな聞いたときに、それは必ず損害賠償を意味しているといふふうには必ずしも思わない。おわび、謝罪という言葉は二つの

異なつた言葉でありますけれども、その点についてニュアンスが違ふというふうには私は取っておりませんということで、したがって、その言葉について何か責任が生ずるような問題ではないと思ひます。

○白眞勲君 この問題については外務大臣は知らなかつた。つまりこれは、この文章自体が謝罪になつてゐるということを外務大臣は知らなかつたわけですよ。

○国務大臣(川口順子君) 謝罪、おわび、ここに使われているニュアンスで仮に、正に同じようなニュアンスを持った言葉であるというふうには私は考えております。これは過去の植民地支配云々云々ということについて痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明した、正にそういうことであると思ひます。

○白眞勲君 これ、一九九六年の八月十五日の日新聞には、戦後処理の幕引きをねらう、法的責任は回避ということの記事が載つてゐるんですね。その中に、「謝罪」なら日本政府が法的な責任を認めて国家補償に踏み出すというニュアンスに受け取られる可能性がある。」と書いてあるんですよ。つまり、こういうふうには外務省では分かつてゐるんですよ、この謝罪という言葉は、非常にこれは微妙なニュアンスがあるということがあるからこそ、今まで、例えば村山さんのあれは何でしたっけ、従軍慰安婦の問題についても橋本、あつ、村山さん、橋本総理大臣のお手紙についてでした、たしかそうだと思ひましたけれども、そのときにもこれはおわびということでもめめたんですね。

ですから、これと同じニュアンスであるというふうには大臣がおっしゃつたとしても、受け取る側、私が申し上げてゐるのは、この北朝鮮側がこれを補償だというふうには思わせるようなニュアンスをわざとしないことをはつきりとしておっしゃつてゐるんじゃないでしょうか。
○政府参考人(数中三十二君) お答え申し上げます。

補償の問題がそこで生じるのではないかと、そういう表現を使うことによつてというのが今の委員の御指摘かと思ひますけれども、正にその点については日朝平壤宣言、ここにもございますけれども、ここではつきりと書いてゐるところがございませぬ。それは二ボツの二つ目、三つ目のパラグラフでございませぬけれども、「双方は、国交正常化を実現するにあつては、一九四五年八月十五日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」ということがございませぬ。正に補償という問題はそこでは生じないのであるということを確認してゐるというところでございませぬ。また、今の表現につきましても、委員大変お詳しいわけでございますけれども、例えは辞典を見ましても、日本語のわびの説明として朝鮮語では、日朝辞典、これは一九九七年の辞典でございませぬけれども、謝罪、謝過が朝鮮語としてあるということ、これは言葉としての語感を何を適当なものとして選ぶかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、我々にとつては日朝平壤宣言は日本語テキストというのが我々にとつて重みを持ち、双方、もちろん日本語テキスト、朝鮮語テキストの各々が同等の重みを持つてゐるわけでございませぬけれども、そうした中で実態として一番大事なところは、今委員御指摘の点は、財産権、財産及び請求権については相互に放棄するという基本原則を日朝ともに受け入れているところが一番大事なところであらうと思ひます。

○白眞勲君 この件につきまして、まずその「お詫び」というものの、昨日、外務省の朝鮮語のできる方に私聞きまして。そうしましたら、謝罪じゃございませぬということを確認して昨日は聞きまして。この翻訳は違ひますというを外務省の担当者の方が昨日おっしゃつてゐます。ですから、この二つの文章は全く別々の文章でありま

す。朝鮮語のそのニュアンスの問題がどうこう、辞典がどうこうと言つてもそういうふうには、ここに書いてあるように謝過という、まあ日本語で言えば謝過ですね。この謝過という言葉がある以上、それを使うのが適当であるというところは、昨日外務省の担当者、朝鮮語の担当者はそういうふうにおっしゃつてゐるんですね。それを数中さんはそういうふうにおっしゃつていたら、これは違ふじゃないですか、政府の見解は、それがまず第一点。それともう一点、「双方は、国交正常化を実現するにあつては、一九四五年八月十五日以前に生じた事由」と書いてあります。ところが、これについても、日朝平壤宣言を見ると事由にはなつていないんです。理由になつてゐるんです。理由です。これは後で外務省の担当者は見てくださいます。理由です。つまり、事由と理由とどう違うんだ。

私も、これはもう言葉、もう言葉のあれについてどうこう言うこともないけれども、事由というのは、私は辞書で調べたら、これは起こした事柄についての理由だそうですね、事由というのはね。あつ、済みません、こんな立派な先生の前でこういう、何かこういうことを言うのもなんですけれども、理由ということはその起こした事柄がない部分なんです。取られてゐるんですよ。つまり、これの、皆様の、外務省が請求権云々と書いてゐるこの部分は放棄してしまふと云つても、その事柄について放棄はしてゐないんですよ。朝鮮語の文章は。

同時に、下にパラグラフが書いてあると言つても、事柄についての理由の事柄を取られて理由にされてゐるということになつたら、一九四五年八月十五日以前に起こした事柄については請求権は存在しているということ、これは、朝鮮語では意味してゐるんじゃないでしょうか。外務大臣、お答えください。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど数中局長から御説明を申し上げたとおりでございまして、これについての考え方というのは、これは放棄をしたということでありませぬ。そして、これを、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議をすることとしたということでありませぬ。

○白眞勲君 外務大臣、同じようなことを言わないうことを言つて説明したわけですよ。それについてまた何で数中さんと同じ答えをするんですか。つまり、事柄、つまり一九四五年の八月十五日以前に行つた事柄については書いてないんですよ。そういう事柄ということが書いてないんですよ、朝鮮語には。ですから、私は、この事柄が書いてなくて、理由になつてゐるんですよ、これ。事由の、事由の事がなくなつたんですよ。だから、これは、いわゆる朝鮮語では謝罪という言葉と、この理由というものがセットになつてゐるんですよ。セットでちゃんと違う言葉にされてゐるんですよ。日本語と、日本語では「お詫び」という言葉と事由になつてゐるんですよ。朝鮮語では謝罪という言葉と理由になつちゃうんですよ。

これは、明らかに二つの言葉を使つてゐるというところは、日本国民に対してこれをどういうふうな説明するんですか。朝鮮語でこうなつてゐないんですよ。日朝平壤宣言、日朝平壤宣言というのは毎日のように、毎日のように言つていらつしやいませぬ。それでも、実際、日朝平壤宣言が朝鮮語と日本語でこれだけ違ひますよと言つたら、これは

と同時に、下にパラグラフが書いてあると言つても、事柄についての理由の事柄を取られて理由にされてゐるということになつたら、一九四五年八月十五日以前に起こした事柄については請求権は存在しているということ、これは、朝鮮語では意味してゐるんじゃないでしょうか。外務大臣、お答えください。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど数中局長から御説明を申し上げたとおりでございまして、これについての考え方というのは、これは放棄をしたということでありませぬ。そして、これを、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議をすることとしたということでありませぬ。

○白眞勲君 外務大臣、同じようなことを言わないうことを言つて説明したわけですよ。それについてまた何で数中さんと同じ答えをするんですか。つまり、事柄、つまり一九四五年の八月十五日以前に行つた事柄については書いてないんですよ。そういう事柄ということが書いてないんですよ、朝鮮語には。ですから、私は、この事柄が書いてなくて、理由になつてゐるんですよ、これ。事由の、事由の事がなくなつたんですよ。だから、これは、いわゆる朝鮮語では謝罪という言葉と、この理由というものがセットになつてゐるんですよ。セットでちゃんと違う言葉にされてゐるんですよ。日本語と、日本語では「お詫び」という言葉と事由になつてゐるんですよ。朝鮮語では謝罪という言葉と理由になつちゃうんですよ。

これは、明らかに二つの言葉を使つてゐるというところは、日本国民に対してこれをどういうふうな説明するんですか。朝鮮語でこうなつてゐないんですよ。日朝平壤宣言、日朝平壤宣言というのは毎日のように、毎日のように言つていらつしやいませぬ。それでも、実際、日朝平壤宣言が朝鮮語と日本語でこれだけ違ひますよと言つたら、これは

改めて一言申し上げたいと思いますけれども、今のポイント、請求権があたかも放棄されていないような基本原則があるというふうに委員は、どうも言っておられるというふうに私は理解いたしましたけれども、この文章を読んで、もう一度読ませていただきますけれども、「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、一九四五年八月十五日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、」この文章について、「事由」が理由だという翻訳が朝鮮語でなされていると、したがって相互に放棄するとの基本原則ではないんだというふうには私にはどうしても読めないものでありまして、また日朝辞典におきましても、事由が朝鮮語において事由と理由と二つ書かれているところもございません。

まあ言葉そのものを私は今云々するよりは、基本的にこの文章を読んで、基本として双方が「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」、これが確認されている。そしてまた、日本語においても双方がサインしているということも改めて申し上げておきたいと思えます。

○白眞勲君 この「基本原則」というところがポイントなんです、逆に言うと。基本が原則ですよ。だからこれはまだ請求権が生じるんじゃないかというふうな議論としては成り立つちゃうんですよ。理由として事由じゃなくて、事由の中には理由がございますとか、訳の分からないこと言わないでください。事由は事由で理由は理由ですよ。事柄ということがなくなっちゃっているんですよ。ですからして、この基本原則に基づきという意味だったら、基本原則だから基本じゃない部分についてはこれは請求権があるということになるんですよ。そういうふうに取りかねない。そういう問題について大臣はどうお考えなんでしょうか。両方の文章は違う、そしてなおかつ小泉首相は知らないんでしょう、この話を。ですから、それについてどう思っているんですかと、これを聞いているんです。

○国務大臣(川口順子君) いろいろお話、承らせていただきましたけれども、この日朝平壤宣言あるいはそのほかのどの文書にしても、それはその両首脳が署名をなされた重要な政治的な文書であって、両国ともこの原則に基づいて今後正常化交渉の中において正常化に必要なことを議論をしていくということであるわけです。

いかなる種類のそういう正確な、そういう文書であれ、仮に日本人の人たちが日本語の同じ文書を見て解釈をしたとしても、それは異なる解釈はあり得る、それは排除できるものではないわけでございます。そういった場合にも話し合いをして解決をしていくことであるわけです。

この文書について、おっしゃったような言葉の違いというのが私にはそれほど、委員がおっしゃるような大きな問題になるような事柄には思えないのですけれども、いずれにしても、この文書に基づいて両方がそれぞれの考え方を言っていること、正常化交渉を終わらせ正常化をするということについての強い意思の確認というのはできているわけでありませう。

様々な問題は、仮にこの中で言葉が違っていないけれども、それは今までの、今まで国交を持っていない二国間ですから、解決していかなければいけない問題というのはあると思えます。それは政治的な意思によつて解決をしていこうということであるわけで、始めに戻りますと、そういった言葉の、委員のおっしゃった理由と事由がどれぐらい大きな意味を持つ違いなのか、謝罪とおわび、恐らくこれを読む人の心の中に、これは同じようなニュアンスの言葉であろうということについて余り問題は生じないのではないかと、私には認識をいたしております。

○委員長(清水嘉与子君) 白さん、時間が来ております。

○白眞勲君 外務大臣、前の、以前、いろいろな談話とか何かを見ていたきたい。この問題については更に追及していきたいと思えます。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

した。